

「フィルムセンターの独立について」  
 (「フィルムセンターの在り方に関する検討会」審議のまとめ) の概要

本検討会の設置及び「審議のまとめ」の趣旨

- 平成15年4月の「映画振興に関する懇談会」提言を受け、「日本映画・映像」振興プランを中心とする日本映画の振興策が本格的に動き始めた中、提言の12番目の柱である独立行政法人国立美術館東京国立近代美術館フィルムセンターの「独立」に関し、その具体的な在り方や今後フィルムセンターが果たすべき役割について、有識者による審議を行い、その結果を取りまとめたもの。

1. フィルムセンターの位置付け

- フィルムセンターはその前身が昭和27年の国立近代美術館の開館に伴い、国立美術館の「映画部門（フィルム・ライブラリー）」として開設されたことに始まり、現在は独立行政法人国立美術館東京国立近代美術館の一部門として、収集・保存業務に加え、普及・上映機能など拡大した業務を実施。
- 諸外国における公的なフィルムアーカイブやフィルムセンターとの一律な比較は困難であるが、総合的な映画振興に係る公的機関として幅広い機能を果たしている諸外国の組織と比較すると、我が国におけるフィルムセンターは、人員数や所蔵するフィルム数などをみても、決して充実したものとは言えないのが現状。
- これからのフィルムセンターの役割としては、中核的機能である映画フィルムの収集・保存機能の格段の充実や、その活用を含め、普及・上映機能の充実に力を注ぐとともに、人材育成機能、製作支援機能については、文化庁や関係団体等における取組と一層連携・協力していくことが考えられる。
- 文化庁では平成16年度から「日本映画・映像」振興プランとして、日本映画の本格的・総合的な振興策に取り組み始めたところであり、本プランの一翼を担うフィルムセンターについて、名実共に映画の専門機関としての位置づけを明確にすることが必要。このことにより、我が国としての映画振興の姿勢を国内外に明確に示すことが可能となる。

## 2. フィルムセンターの独立について

- 国の映画に関する専門機関としての「独立」の形態については、種々のものが考えられるが、当面は、独立行政法人国立美術館の組織の中において、現行の東京国立近代美術館の一部門としての位置づけから分離独立し、東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国際美術館とならぶ独立した一館として位置づけることが最も適当である。
- フィルムセンターの「独立」は、日本映画の本格的振興策をより加速するために、できるだけ早く実現することが望ましいが、政府内において進められている独立行政法人の見直しの検討状況にも十分配慮し、「独立」ができるだけスムーズに、また、最適な形で実現できるよう、取組を適切に進めていくべきである。
- 「独立」後の組織については、他の美術館と同様、長の配置や、事務スタッフ及び専門スタッフの適切な配置・充実が必要であり、特に映画フィルムデジタル化に対応するための組織の充実が望まれる。一方、現在の厳しい行財政事情も踏まえ、年次的な充実や業務委託、一定期間の雇用など弾力的な組織、人員の在り方についても検討すべきである。

## 3. フィルムセンターをもっとみんなのものにするために

- フィルムセンターが果たすべき役割として、様々な主体が取り組んでいる映画振興のための取組に関するコーディネーターとしての役割を果たすことも重要であり、関係機関や関係団体と普段から密接な情報交換を行い、連携して取組を進めることが不可欠である。
- また、平成15年6月に開設された「映画の広場」については、一層の活用が図られるよう、フィルムセンター及び関係機関が連携・協力して、適切に企画・運営を行っていくとともに、様々なメディアを通じてその存在を広く周知を図っていくことが必要である。

## 4. 今後検討すべき課題

- フィルムセンターの「独立」後についても、その組織・体制の充実・強化を継続していくことが重要であるとともに、独立行政法人としてのメリットを充分生かして、他の映画団体への事業委託や弾力的な雇用などの積極的な活用が必要である。

- 映画フィルムの納入制度については、文化遺産としての映画作品の保存・継承という観点から、我が国においても必要と考えるが、国立国会図書館法における出版物納入制度（映画フィルムにも国立国会図書館への納入義務が課せられているが、同法附則において、その納入が当分の間免除されている）の活用については、同館とフィルムセンターとの関係の整理などの課題があり、映画フィルムの法定納入制度の在り方については、これらのことに留意しながら、今後とも検討する必要がある。
- 日本映画の振興策を国としてより強力に進めていくために、映画振興を一元的に担う機関が存在することが理想的であるが、諸外国における諸制度と我が国の現行制度の相違にも充分留意しつつ、今後の大きな課題として検討していくべきである。

# 国際会議「有形文化遺産と無形文化遺産の保護—統合的アプローチをめざして—」

平成16年10月20日～23日 奈良県新公会堂

## 今回の会議の特色

- ◎文化庁がユネスコ等と共催
- ◎有形と無形の専門家が一同に会し、初めて文化遺産の保護に関して統合的アプローチをめざして議論
- 無形文化遺産は有形文化遺産と同様に重要であり、それ自体として考慮される必要がある。

## 画期的

出席者：計42名

専門家及び学者、政府機関・NGO代表など  
(海外から 31名、国内 11名)



## 文化遺産の保護に関する世界的な動き

有形 1972年 世界遺産条約 (有形文化遺産、自然の保護)  
1994年 奈良文書 (文化遺産の真正性)

無形

1998年 傑作の宣言

2003年 無形文化遺産保護条約採択

(発効には30ヶ国の批准が必要。日本は2004年6月に締結)

## 国際会議での主な議論の内容

- (1) 無形文化遺産の重要性とそれ自体として保護されるべき必要性
- (2) 世界遺産条約と無形文化遺産保護条約の下での有形・無形文化遺産の定義
- (3) 有形・無形文化遺産の分野の専門家が使う定義や専門用語を調和する重要性
- (4) 有形・無形文化遺産の諸要素の相互依存性 (例：遺跡と儀式、祭りと衣装)
- (5) 有形・無形文化遺産の相互依存性や相違点を考慮した上で、有形・無形文化遺産の保護のための統合的で一貫したアプローチを練り上げる必要性

2004年

有形文化遺産と無形文化遺産の保護のための統合的アプローチに関する大和宣言採択

## 国立国際美術館について

「国立国際美術館」は、国内外の現代美術作品を収集し、展示活動を行うことを通じて世界の美術の新しい動向を幅広く積極的に紹介し、我が国の美術振興に貢献してきた。

当館の建物は、昭和45年に開催された日本万国博覧会の旧万国博美術館を使用しており、竣工以来30年余が経過し、建物の老朽化、収蔵庫の狭あい等の問題が生じている。これらの問題を解消するため、大阪市北区中之島に新館を建設することとなった。

新館が平成16年3月に完成し、同年11月に開館した。

○旧館 平成16年4月に新館へ移転後、解体（17年3月完了）。



住所：大阪府吹田市千里万博公園

構造：地上3階、地下1階

延べ面積：10,902㎡

移 転

○新館 平成16年3月完成、同年11月開館。



住所：大阪市北区中之島

構造：地下3階

延べ面積：13,487㎡

## 平成16年通常国会において成立した著作権法の一部を改正する法律の概要

### I 改正の趣旨

著作物の適切な保護と活用を図り、「知的財産戦略」を推進するための法整備を行う。

### II 改正の概要

#### ○ 国外頒布目的商業用レコードに係る還流防止措置の導入

アジアなど物価水準の異なる地域で、現地市場の物価水準に応じて安価に製造・販売されている音楽レコードが国内で流通することによる関係権利者の経済的利益の損失を防ぐとともに、我が国の音楽文化の積極的な海外普及を促進するため、いわゆる還流防止措置を導入。

#### ○ 書籍又は雑誌の貸与に対する貸与権の稼働

事業を大規模に展開するレンタルブック店が出現しつつある状況を踏まえ、我が国の出版文化が衰退することなく発展できるよう、書籍等の貸与についても原則どおり貸与権を稼働。

#### ○ 著作権等を侵害した者に対する罰則の強化

著作権等の侵害に対する抑止効果を高めるため、罰則を強化。

- ① 「懲役刑」と「罰金刑」の上限を特許権・商標権侵害と同程度に引き上げた。
  - ・懲役刑： 3年以下 → 5年以下
  - ・罰金刑： 300万円以下 → 500万円以下 等
- ② 「懲役刑」が科された場合に、「罰金刑」も併科できるようにした。

※ なお、この他に、「侵害行為の立証の容易化(訴訟に必要な証拠の提出を容易にするための訴訟手続の改善)」について、他の知的財産法との一括による著作権法の改正を行った。(司法制度改革関連)

# 「地域文化で日本を元気にしよう！」(概要)

文化審議会文化政策部会

## 本報告書の特徴

地域文化の振興に当たった課題を整理し、その課題に対する特色ある事例を収集

各地域にとって課題解決のヒントとなる情報を提供

地域文化で  
日本を  
元気にしよう！

各地域の自発的な  
取組みによる  
地域文化の振興

## 7つの課題と27の事例

例

現状

文化会館では、その設備や機能が十分に活用されていない

課題4

文化芸術活動を支える拠点をいかに活性化するか

方策11

文化施設(文化会館、美術館・博物館等)のネットワーク化を図る

事例

C-WAVE(シーウェーブ)ネットワーク協議会

地域の文化施設が県境を越えて事業連携を図ることにより、費用負担の軽減や情報の共有化が図られ、存在自体を地域内外に発信することも可能

## 連携・協力の推進



- (1) 地域の特色ある文化資源の発見と再生
- (2) 教育、福祉、観光などの分野との連携
- (3) 人材育成等
- (4) 地域の文化拠点の活性化
- (5) 子どもたちの文化芸術活動への支援
- (6) 文化芸術活動に関する情報発信

## 「お雑煮 100 選」について

文化庁文化財部伝統文化課

## 1 趣旨

日本の伝統的な正月の料理である雑煮は各地方だけでなく各家庭によっても異なり、多種多様であると言われている。その雑煮について、祖父母、父母から伝わるもの、各地に伝わるものなどを広く一般公募し選定する「お雑煮 100 選」を実施し、我が国の食文化の多様性の一端を捉える。

## 2 概要

○ 平成 16 年 12 月 22 日募集を開始し、応募作品 280 点から、選考委員会が「お雑煮 100 選」（実際には 102 点）を選考し、平成 17 年 2 月 22 日に受賞作品を決定した。

（選考基準）各地に伝わっている雑煮や、祖父母、父母から伝わった雑煮で次のいずれかに該当するもの。

- 一 地方の特徴を顕著にあらわしているもの
- 二 出身地の特徴をよく伝えているもの

○ また、すべての応募作品の中から「審査員特別賞」を 8 点選考し、決定した。

- 主な特徴：
- ① 具が「鮭といくら」（北海道）
  - ② 具に「根菜が多い」（新潟）
  - ③ 具に「とんかつ」を入れる（新潟）
  - ④ 汁が「白味噌」（京都）
  - ⑤ もちの中に「じゅんさい」（兵庫）
  - ⑥ もちに「きな粉をまぶして食べる」（奈良）
  - ⑦ もちの中に「とちの実」（鳥取）
  - ⑧ 具が「ぶり」（福岡）

○ 選考委員会委員は次の通り。

- |     |    |    |                 |
|-----|----|----|-----------------|
| 委員長 | 河合 | 隼雄 | （文化庁長官）         |
| 委員  | 香川 | 芳子 | （女子栄養大学長）       |
|     | 〃  | 檀  | ふみ（女優・エッセイスト）   |
|     | 〃  | 安室 | 知（国立歴史民俗博物館助教授） |
|     | 〃  | 山本 | 益博（料理評論家）       |



「お雑煮100選」審査員特別賞のお雑煮（8点）

（都道府県順）



1. 北海道 村田ナホさん（鮭粕雑煮）  
特 徴：具が「鮭といくら」、  
汁が「味噌と酒粕」



2. 新潟県 鈴木ヒサ子さん（田舎雑煮）  
特 徴：具に「根菜が多い」



3. 新潟県 山本幸子さん（我が家の雑煮）  
特 徴：具に「とんかつ」を入れる



4. 京都府 吉井幸子さん（京雑煮）  
特 徴：汁が「白味噌」



5. 兵庫県 上田恵子さん（もうかる雑煮）  
特 徴：もちの中に「じゅんさい」



6. 奈良県 東吉野村立小川小学校3年生（きな粉雑煮）  
特 徴：もちに「きな粉をまぶして食べる」



7. 鳥取県 小山富見男さん（とちもち雑煮）  
特 徴：もちの中に「とちの実」



8. 福岡県 東原だいさん（博多雑煮）  
特 徴：具が「ぶり」

16 庁文第257号  
平成17年諮問第15号

文化審議会

次の事項について、別紙理由を添えて諮問します。

- 敬語に関する具体的な指針の作成について
- 情報化時代に対応する漢字政策の在り方について

平成17年3月30日

文部科学大臣                      中山 成彬

## (理 由)

### ○ 敬語に関する具体的な指針の作成について

国際化・情報化の進展，価値観の多様化等の社会変化は，人々の言語生活や言葉遣いにも様々な影響を与えている。端的に言えば，このような社会変化に伴って，人々の言葉遣いもまた大きく多様化している。このことは，言葉の持つ豊かさとしてとらえることができる一方で，コミュニケーションを円滑化し，人間関係を構築していくことを一層難しくしている要因ともなっている。

敬語は，我が国の大切な文化として受け継がれてきたものであり，社会生活において多様な人間関係を構築し，維持・発展させていく上で，極めて重要な位置を占めている。今後，上述の社会変化が進み，人々の言語生活や言葉遣いが多様化すればするほど，社会生活を送る上で「コミュニケーションを円滑化し，人間関係を構築していく」という敬語の機能が重要な意味を持つ。

このような敬語の機能を十分生かすには，当然のことながら，その適切な運用が前提となるものであるが，文化庁の「国語に関する世論調査」の結果によれば，現在は，敬語の必要性を多くの人々が感じつつ，必ずしも適切に運用されているとは言い難い状況にある。この点を踏まえ，敬語が必要だと感じているけれども，現実の運用に際しては困難を感じている人たちに対して，敬語の適切な運用に資する具体的で分かりやすい指針を作成することが必要であると考えられる。

### ○ 情報化時代に対応する漢字政策の在り方について

種々の社会変化の中でも，情報化の進展に伴う，パソコンや携帯電話などの情報機器の普及は人々の言語生活とりわけ，その漢字使用に大きな影響を与えている。このような状況にあつて「法令，公用文書，新聞，雑誌，放送など，一般の社会生活において，現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安」である常用漢字表（昭和56年内閣告示・訓令）が，果たして，情報化の進展する現在においても「漢字使用の目安」として十分機能しているのかどうか，検討する時期に来ている。

常用漢字表の在り方を検討するに当たっては，JIS漢字や人名用漢字との関係を踏まえて，日本の漢字全体をどのように考えていくかという観点から総合的な漢字政策の構築を目指していく必要がある。その場合，これまで国語施策として明確な方針を示してこなかった固有名詞の扱いについても，基本的な考え方を整理していくことが不可欠となる。

また，情報機器の広範な普及は，一方で，一般の文字生活において人々が手書きをする機会を確実に減らしている。漢字を手で書くことをどのように位置付けるかについては，情報化が進展すればするほど，重要な課題として検討することが求められる。検討に際しては，漢字の習得及び運用面とのかかわり，手書き自体が大切な文化であるという二つの面から整理していくことが望まれる。

以上のような観点から，「敬語に関する具体的な指針の作成」及び「情報化時代に対応する漢字政策の在り方」について，それぞれ検討する必要がある。

我が国の産業・社会構造や国民の生活・意識の変化

失われゆく郷土の文化的な景観、生活・生産の製作技術、近代の文化遺産

これらは、既存の文化財では十分捉えられず、新たな保護手法が必要

### 文化財保護法の一部改正

#### 保護対象の拡大

##### ◆文化的景観

(対象) 棚田、里山など、人と自然との関わりの中で作り出された景観

(保護) 国は、都道府県又は市町村の申出に基づき、特に重要なものを重要文化的景観として選定し、支援



##### ◆民俗技術

(対象) 鍛冶、船大工など、生活や生産に関する用具、用品等の製作技術など地域において伝承されてきた技術

(保護) 民俗文化財として保護

→ 国や地方による指定、支援



#### 保護手法の多様化

##### ◆登録制度の拡充

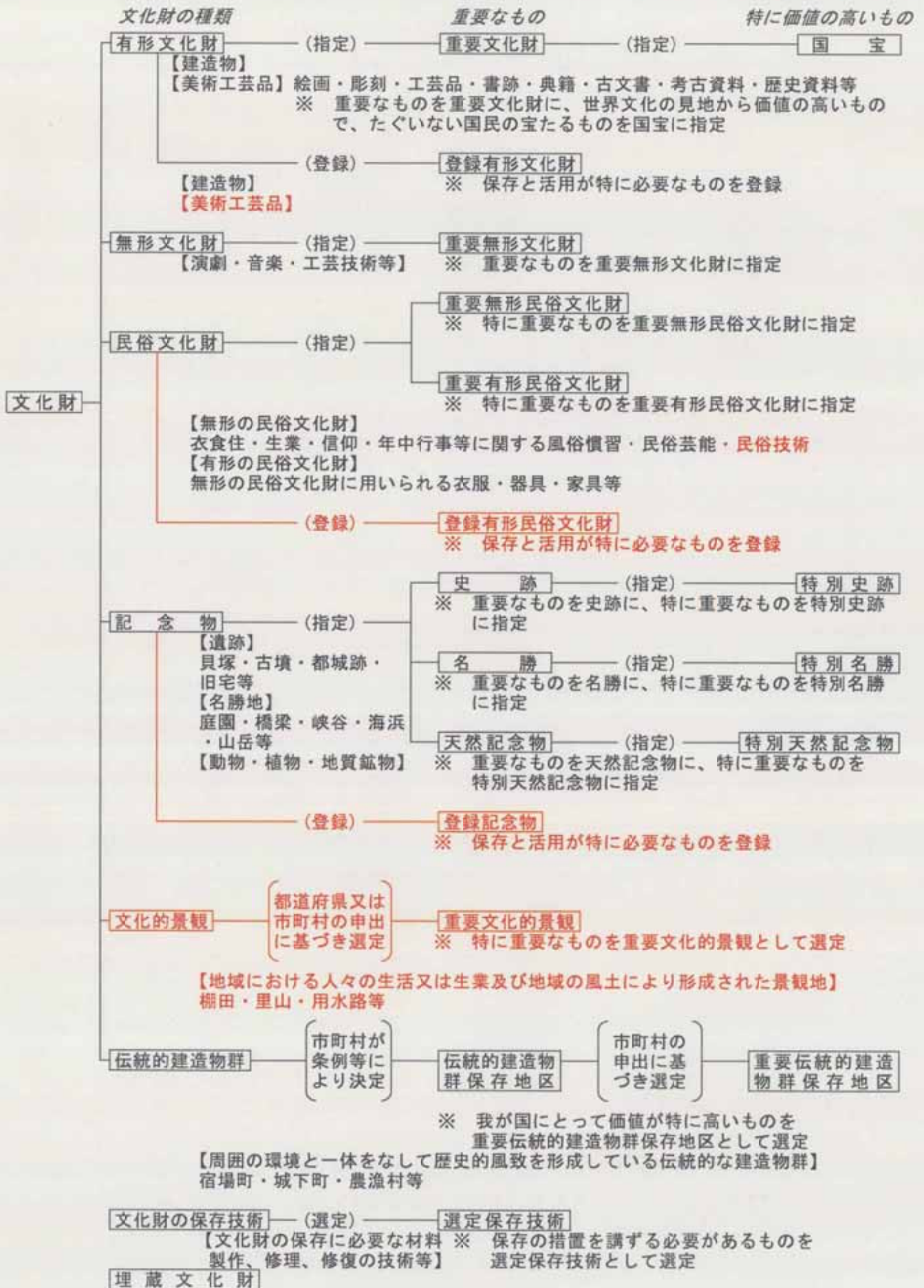
(目的) 届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護措置を講じ、文化財の所有者の自主的な保護を図る登録制度を、建造物に加え、他の有形の文化財に拡大

(対象) 開発等により保護の必要性が高まっている近代の文化財等

国、地方、文化財の所有者が連携・協力し、歴史的価値を有する郷土の景観や近代の文化財を保護

# 文化財保護の体系

※赤字は今回の改正による追加



## 九州国立博物館の概要

(平成17年10月15日開館、16日～公開)

## 1. 趣旨

九州国立博物館は、アジア諸国との相互理解を深める必要性等から「日本文化の形成をアジア史的観点から捉える」という新しい視点を持ち、福岡県等と連携協力しながら管理運営等を行う新構想の博物館として設置されるものである。

## 2. 特徴

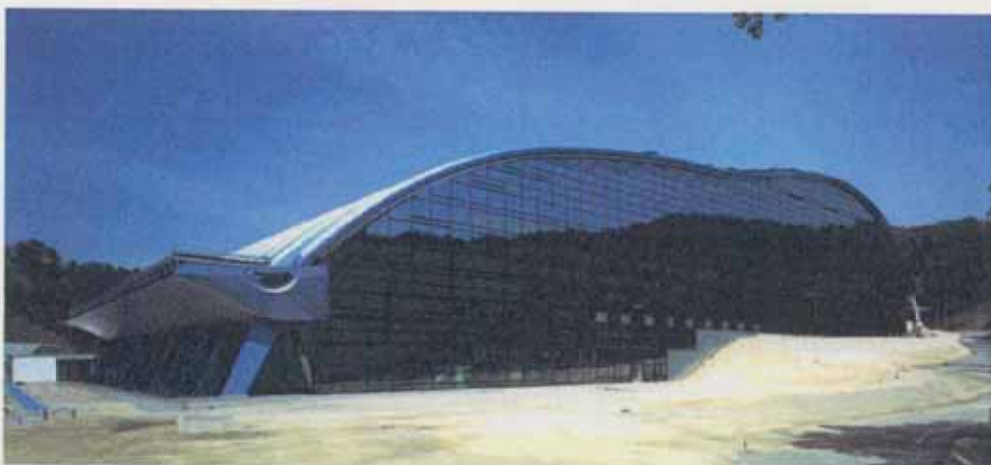
- アジア諸国との文化交流を推進する拠点としての役割
- 博物館の諸活動全般が展示、教育普及、生涯学習活動に常に反映される「生きている博物館」を実践
- 独立行政法人国立博物館と福岡県をはじめとする地域が連携協力しながら諸活動や管理運営を実施

## 3. これまでの経緯

平成12年	3月	「建築基本設計」完了
平成13年	3月	「建築実施設計」完了、「展示基本設計」完了
平成14年	3月	「建設工事」着工
平成15年	3月	「展示実施設計」完了
平成16年	3月	「展示工事」着工、「建設工事」竣工

## 4. 施設の概要

- (1) 建設地 福岡県太宰府市石坂4丁目7-2
- (2) 規模
- |        |                          |
|--------|--------------------------|
| ① 敷地面積 | 約 160,000 m <sup>2</sup> |
| ② 建物面積 | 約 30,000 m <sup>2</sup>  |
| ③ 展示面積 | 約 5,500 m <sup>2</sup>   |



&lt;平成16年3月竣工&gt;